

広島県障害者自立支援協議会
「広島県障害者差別解消
支援地域協議会」
令和 7 年度報告

令和 8 年 3 月

もくじ

令和7年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	26
はじめに	1
第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について	3
第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	6
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について	10
第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	20
第5 協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について	22
第6 協議会構成団体において対応した障害者差別等の相談事例について	25

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「広島県障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）における令和7年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当協議会への付託事項は、次の項目である。

○ 障害者差別解消法施行後の対応について

◆協議会開催状況

開催日程	議題
第1回 令和7年11月7日 (web会議)	(1) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回 令和8年3月6日 (web会議)	(1) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について (2) 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について (3) 協議会構成団体において対応した相談事例について (4) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (5) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について

1. 相談件数（令和7年12月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	計
令和7年度（12月末）	9	3	12
令和6年度（1月末）	12	4	16

○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	他	計
令和7年度（12月末）	7	1	3	1	0	0	12
令和6年度（1月末）	12	1	2	0	0	1	16

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R7	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	3	0	1	0	12
R6	4	3	0	2	0	0	0	1	0	1	1	4	0	0	0	16

※R6年度は1月末、R7年度は12月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R7	0	0	3	0	3	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	12
R6	2	1	3	0	1	2	1	1	1	0	0	0	3	0	0	1	0	16

※R6年度は1月末、R7年度は12月末時点の件数

《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

2 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和7年1月末まで）

○情報提供件数 (単位：件)

年度	合理的配慮の提供
令和7年度(12月末)	1
令和6年度(1月末)	14

○情報提供方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	FAX	その他	計
令和7年度(12月末)	1	0	0	0	0	1
令和6年度(1月末)	5	9	0	0	0	14

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
R6	2	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	14

※R6年度は1月末、R7年度は12月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R6	0	0	5	0	3	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	2	0	14

※R6年度は1月末、R7年度は12月末時点の件数

3 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

ア 令和7年度の取組

●企業等訪問について

- ・様々な業種の企業・団体を訪問し、障害者差別解消や合理的配慮に関する積極的な取組の依頼、あいサポート運動への協力依頼を行った。
- ・県生活衛生同業組合を通じて、加盟団体への障害者差別解消法普及啓発や、あいサポート運動への協力依頼、その他合理的配慮に関する積極的な取組等の依頼を行った。

●研修の実施

- ・あいサポート運動における定期研修で、障害者差別解消法の改正及び概要について説明。
- ・出前講座や定期研修で、地域で活動する当事者支援団体や、障害当事者、関係機関等を講師として障害特性や具体的な合理的配慮の例について紹介した。
- ・令和7年度地域ケア関係機関連絡会議において、障害者差別解消法や合理的配慮の提供事例について紹介した。

●周知・啓発について

- ・令和7年12月6日に開催したヒューマンフェスタ 2025 内で、身体障害者補助犬デモンストラーションを行い、身体障害者補助犬法の受入や適切な対応等について、普及啓発を図った。
- ・令和7年12月23日に「障害者コミュニケーションフェス in Hiroshima」を開催し、様々な障害特性や、特性に応じたコミュニケーション手段があることについて県民に広く伝えた。

イ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障害のある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区分	配布数（令和7年度）	配布数（累計）
ヘルプマーク	6, 357 個	45, 203 個
ヘルプカード	5, 202 枚	36, 188 枚

（令和8年1月末現在）

第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

1 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催状況（令和7年12月末時点）

市町名		①開催日	②協議内容
1	広島市	令和7年8月28日	・議題1 本市における障害者差別解消のための取組について ・議題2 障害者差別解消法に係る相談実績・全庁取組状況について
2	呉市	令和8年2月16日	・呉市の取り組み ・意見交換（障害を理由とする差別に関する相談及び配慮事例、障害者差別解消法に基づく「環境整備」「合理的配慮の提供」）
3	竹原市	令和8年3月(予定)	県及び他市町の相談件数・事例等
4	三原市	令和7年7月17日	情報提供、意見交換
5	尾道市	第1回：7/25 第2回：11/28 第3回：2/27	・権利擁護についての普及啓発の取り組みについて
6	福山市	令和7年5月20日 令和7年7月29日 令 和7年10月28日 令和 8年1月27日	第1回のみ：部会委員の選任 運営会議の報告、障がい者週間作品の展示について、研修会の報告、グループワーク（取組や研修について）
7	府中市	調整中	
8	三次市	（本会議） ①R6年7月18日 ②R7年2月27日 （専門部会） ①R6年5月20日 ②R6年8月26日 ③R6年11月18日 ④R7年2月2日	（本会議①） ・各種実績報告、各種年間計画、各専門部会報告（専門部会） ① R6報告、R7計画、出張講座協議 （専門部会②） 各団体取組報告、出張講座報告、研修会 （専門部会③） 他部会との交流研修会 （専門部会④） 部会合同研修会 （専門部会⑤） 中間報告、来年度事業について
9	庄原市	—	自立支援協議会（R7.2.3開催）に位置付けて開催する予定だったが、取組事例や議題がないため開催していない
10	大竹市	令和8年2月10日	障害者差別解消法について
11	東広島市	令和8年3月予定	協議内容未定
12	廿日市市	令和8年3月25日 開催予定	市の取り組みの説明や、自立支援協議会を通じ障がい当事者から収集した、合理的配慮好事例の紹介など
13	安芸高田市	①5月14日 ②6月11日 ③7月9日 ④9月3日 ⑤9月8日 ⑥11月12日 ⑦12月10日	①年間計画について ②避難所の設備等の見学について、権利擁護リーフレット作成について ③避難所見学 ④勉強会「やさしい日本語講座」 ⑤～⑥施設見学について（打ち合わせ、見学） ⑦虐待防止研修について

市町名		①開催日	②協議内容
14	江田島市	①令和7年7月25日 ②令和7年12月17日 ③令和8年1月29日	①本年度の研修について/関係機関との情報共有 ②虐待防止関係研修会「家庭内虐待の構造を理解する・ ③研修会振り返り/関係機関との情報共有/来年度の計画
15	府中町	令和8年2月27日	取組状況の報告
16	海田町	令和7年10月1日 令和8年3月(予定)	自立支援協議会を地域協議会と位置づけ開催
17	熊野町	令和7年11月13日	熊野町地域自立支援協議会における同時開催 取り組み状況、今後の計画について
18	坂町	未定	協議会は事例がある時に開催している。事例がなかったため 未実施。自立支援協議会内で、障害者差別についての情報提 供等を予定。
19	安芸太田町	未実施	地域自立支援協議会において障害者差別解消支援地域協議会 機能を位置付けており、年度内に開催予定。
20	北広島町	令和8年3月26日	障害者に関する情報共有
21	大崎上島町	月1回	自立支援協議会と兼ねて開催 事例検討、情報共有
22	世羅町	令和8年2月27日	
23	神石高原町	令和8年3月開催予定	現状の確認・制度の周知

※市町協議会の効果的な活用については、内閣府からの助言もあることから、今後も様々な機会を通じて、事例検討の実施など、市町への働きかけを継続していく。

3 令和7年度 普及啓発等の取組

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
広島市	<p>（市職員への意識啓発の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法及び広島市障害者差別解消推進 条例と職員対応要領についてのパソコン研修 ・疑似体験研修(社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会から講師を迎え、知的障害者の特性や配慮の仕方などを学ぶ研修会) <p>（市民・事業者への意識啓発の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進について」をテーマとする市政出前講座 ・講演会 ・ユニバーサルマナーセミナー ・中国運輸局とともに「障害の社会モデル」や「心のバリアフリー」の啓発活動として、エディオンピースウイング広島においてバリアフリーグッズや啓発グッズの配布 ・「障害を理由とした差別に関する相談事例集」の作成 ・「みんなのお店ひろしま」宣言（障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集し、本市ホームページで取組内容等を周知）
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの配布 ・新入職員研修での説明 ・民生委員や市民、子ども向けに出前講座を開催
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる周知 ・広報紙・自立支援協議会会議・民生委員児童委員協 議会会議で周知
三原市	<ol style="list-style-type: none"> (1)障害者週間イベント <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン ・製品販売会（三原特別支援学校、就労支援事業所） ・まちかどアート展 ・ハンドサインカフェ、講演会、当事者シンポジウム ・当事者対象ワークショップ (2)スポーツフェスティバル、スポーツ教室 (3)出前講座 (4)庁舎ブルーライトアップ実施 (5)市広報 (6)就労推進事業 (7)コミュニケーション支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・点字・声の広報等発行 ・奉仕員養成（点訳、手話、朗読、要約筆記） ・手話通訳者、要約筆記者の派遣 (8)研修 <ul style="list-style-type: none"> ・三原市地域自立支援協議会 虐待防止研修、意思 決定支援研修 (9) ころネットみはらまつり (10) ヘルプマーク、ヘルプカードの配付
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修において、法の趣旨、合理的配慮について研修を実施 ・市民や事業所向けの出前講座 ・啓発パンフレットの配布
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向け出前講座の実施 ・庁内研修（新採用職員研修, 新任管理者研修）での周知 ・作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布・市広報誌、ホームページによる啓発
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせて普及啓発を目的としたイベントを開催 ・窓口に啓発パンフレットを設置
三次市	<p>基幹相談支援事業所による出前講座、チラシ配布、市広報への掲載、民生委員への研修、小学校への総合的な学習支援</p>

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの窓口設置 ・庄原市障害者福祉ハンドブックへの掲載、市ホームページによる周知
大竹市	市広報による周知
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施（手話言語条例・障害者コミュニケーション条例について、障害者差別解消法について） ・理解啓発活動（発達障害啓発週間にあわせて図書館での特設展示の実施、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間の普及啓発（美術館及び芸術文化ホールのブルーライトアップ）、あいサポートフォーラム開催（デフリンピック出場選手トークショー、合理的配慮・差別解消・虐待防止推進を目的としたパネル展示、ヘルパー目線の防災クイズなど）） ・「NO!障がい者差別ステッカー」の市役所トイレ個室壁面への掲出 ・イベント等におけるリーフレット等の配布 ・市職員（新採職員）に対して、障害者差別解消法についての研修 ・庁内フォルダへ職員対応要領を掲載し職員に周知 ・予算編成時、合理的配慮（障害者差別解消法）について職員へ庁内メールで周知 ・東広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性を掲載したパンフレットの活用や広報紙・ホームページへの掲載などによる周知 ・自立支援協議会を通じ、障がい当事者からの合理的配慮好事例の収集及び紹介など
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページへの掲載 ・障害に関する理解促進事業の実施（発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置、市内障害者施設パネル展、市内障害者施設芸術作品展、障害者福祉施設事業所販売会（「あじさい横丁」）
江田島市	合理的配慮についてR6年度からHP掲載中
府中町	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に啓発リーフレットを設置 ・町ホームページによる周知（福祉相談等） ・人権のイベントにあわせて、「障害の有無にかかわらず、住みよい町」を目指すイベントを合同で開催予定
海田町	町ホームページへの掲載
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙(R7.12月号) 記載 ・町ホームページへの掲載 ・図書館展示（R7.12月）における啓発
坂町	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌への掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
安芸太田町	町が発行している「障がい者福祉サービスの手引き」の中に、障害者差別解消法の掲載ページを作り普及啓発を行っている。また、その冊子を新規手帳取得者や希望者等に配布している。
北広島町	町ホームページによる周知、町広報誌への掲載
大崎上島町	ホームページに掲載
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページへの掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
神石高原町	町広報・HP・パンフレットの配布

第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について
《令和7年4月～令和7年12月末の対応状況》

区 分		相 談 件 数						合理的配慮の 提供 (情報提供件数)	
		相 談 件 数		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供			
		下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
広島県	障害者支援課	6	6	5	4	1	2	2	4
	教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市		1	1	0	1	1	0	0	0
呉市		0	1	0	0	0	1	0	0
竹原市		0	0	0	0	0	0	0	0
三原市		0	0	0	0	0	0	0	0
尾道市		0	0	0	0	0	0	0	0
福山市		0	0	0	0	0	0	0	0
府中市		1	0	0	0	1	0	0	0
三次市		0	0	0	0	0	0	0	0
庄原市		0	0	0	0	0	0	1	0
大竹市		0	0	0	0	0	0	0	0
東広島市		2	1	0	0	2	1	0	0
廿日市市		0	0	0	0	0	0	6	0
安芸高田市		0	0	0	0	0	0	0	0
江田島市		0	0	0	0	0	0	0	0
府中町		0	0	0	0	0	0	0	0
海田町		0	0	0	0	0	0	0	0
熊野町		0	0	0	0	0	0	0	0
坂町		0	0	0	0	0	0	0	0
安芸太田町		0	0	0	0	0	0	0	0
北広島町		0	0	0	0	0	0	0	0
大崎上島町		0	0	0	0	0	0	0	0
世羅町		0	1	0	1	0	0	0	0
神石高原町		0	0	0	0	0	0	0	0
計		10	10	5	7	5	3	9	4

相談件数(総数)【令和7年4月～令和7年12月】

相談機関	件数
県	12
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	8
計	20

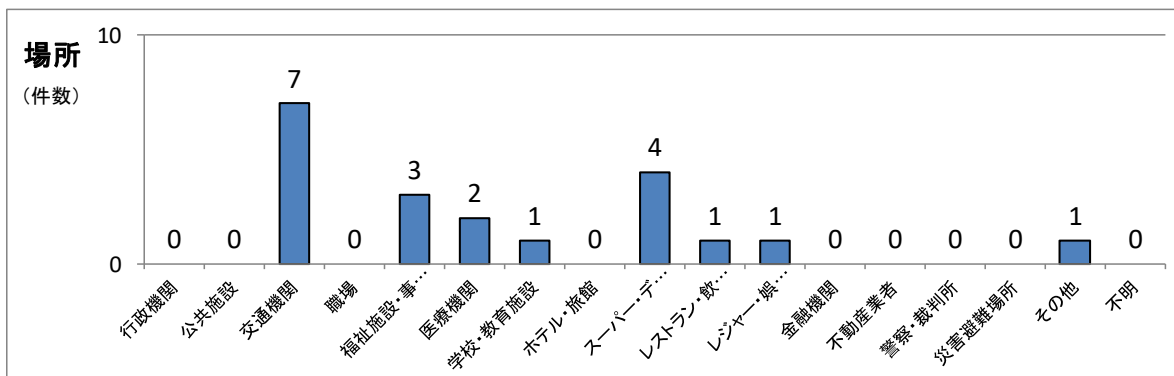
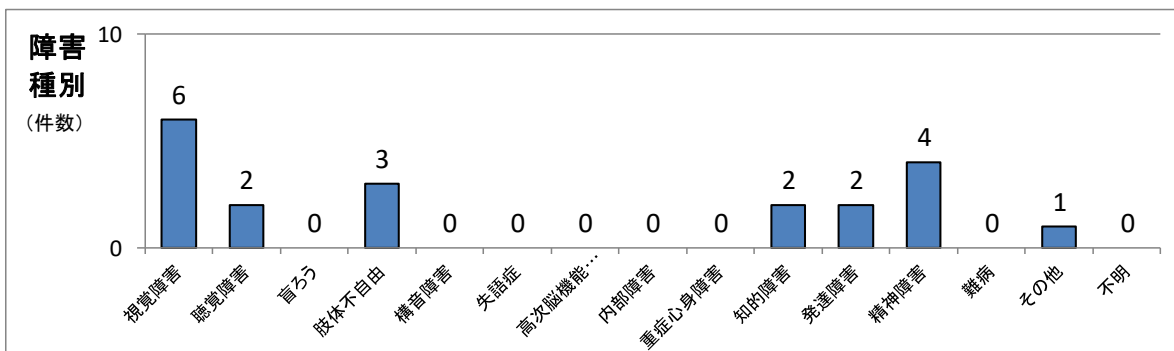
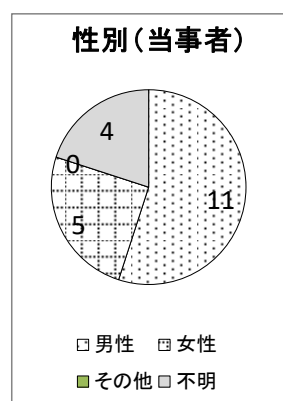
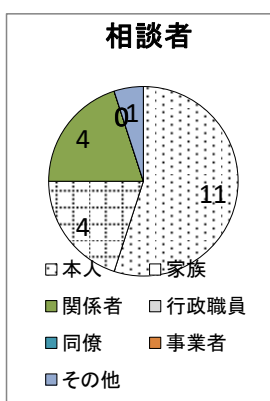
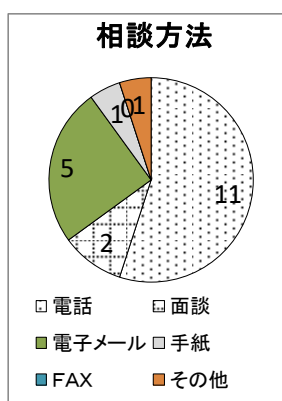
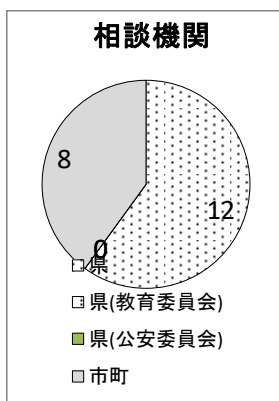
相談者	件数
本人	11
家族	4
関係者	4
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	20

障害種別	件数
視覚障害	6
聴覚障害	2
盲ろう	0
肢体不自由	3
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	2
発達障害	2
精神障害	4
難病	0
その他	1
不明	0
計	20

場所	件数
行政機関	0
公共施設	0
交通機関	7
職場	0
福祉施設・事業所	3
医療機関	2
学校・教育施設	1
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	4
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	1
不明	0
計	20

相談方法	件数
電話	11
面談	2
電子メール	5
手紙	1
FAX	0
その他	1
計	20

性別(当事者)	件数
男性	11
女性	5
その他	0
不明	4
計	20



①相談件数(不当な差別的取扱い)【令和7年4月～令和7年12月】

相談機関	件数
県	9
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	3
計	12

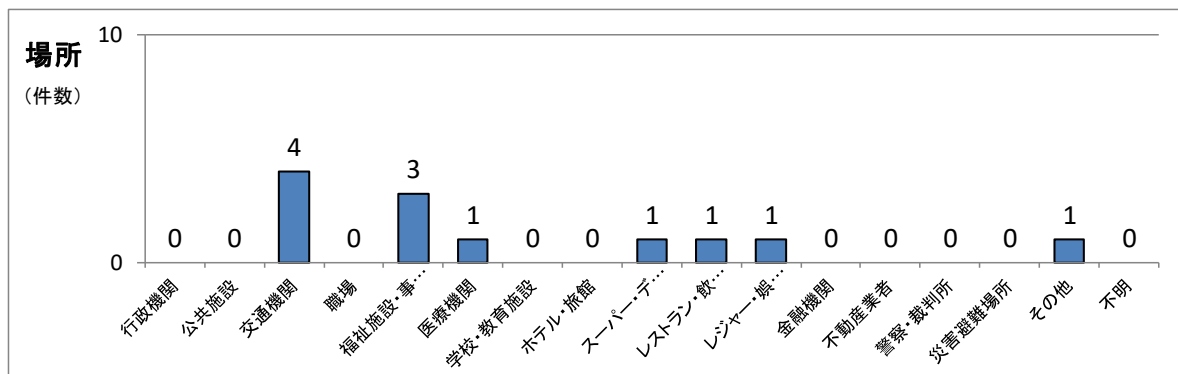
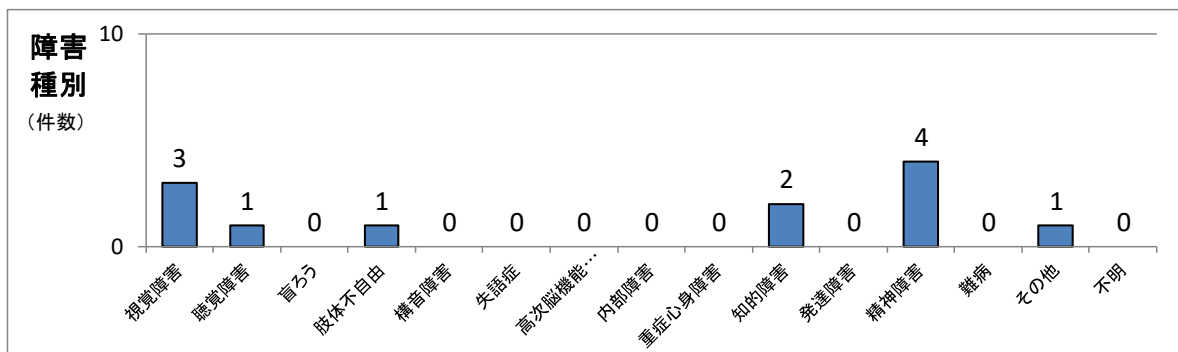
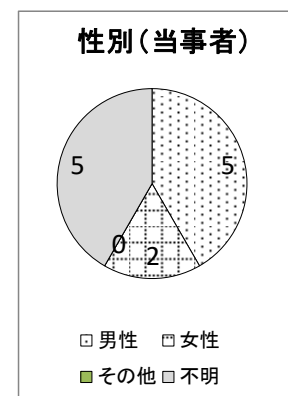
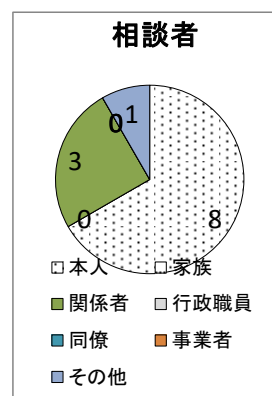
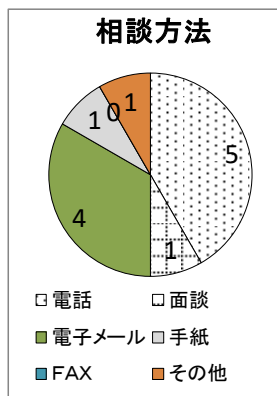
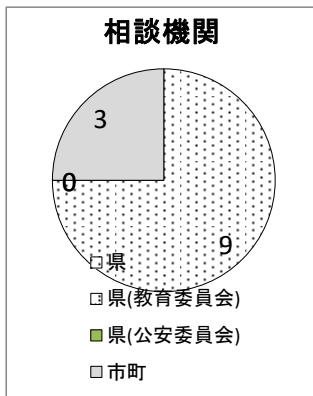
相談方法	件数
電話	5
面談	1
電子メール	4
手紙	1
FAX	0
その他	1
計	12

相談者	件数
本人	8
家族	0
関係者	3
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	12

性別(当事者)	件数
男性	5
女性	2
その他	0
不明	5
計	12

障害種別	件数
視覚障害	3
聴覚障害	1
盲ろう	0
肢体不自由	1
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	2
発達障害	0
精神障害	4
難病	0
その他	1
不明	0
計	12

場所	件数
行政機関	0
公共施設	0
交通機関	4
職場	0
福祉施設・事業所	3
医療機関	1
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	1
レストラン・飲食店	1
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	1
不明	0
計	12



①相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)			集計期間:令和7年4月～令和7年12月	
番号	相談機関	障害当事者 障害種別	相談内容	対応内容
1	広島県	精神障害	<p>・バス降車時に、障害者手帳を見せ、自治体発行のタクシー券500円分を運賃箱の上において降車しようとしたところ、「券は料金箱の中に入れるものだ、やりなおせ」など怒鳴られ「ビデオも撮っている」と言われた。このことについてバス会社の営業所に連絡したところ「バス会社のルールが守れない人は、もう乗らないでください」と言われた。</p> <p>・今まで同じ路線を何度も利用しているが、このような対応は初めて。この日の運転手は自分以外の乗客には丁寧に接していたため、自分が障害者だと言って態度を変えたように思う。</p>	<p>○バス会社に事情を聴取</p> <p>・相談者は確かにタクシー券500円分を運賃箱の上に置いたが、これは本来の運賃から520円不足(障害者割引適用でも20円不足)していた。また、障害者手帳は表紙のみの提示だったため、運転手も思わず「おい」と大声で呼び止めた。</p> <p>・このことについては、バス会社から相談者へ電話で謝罪し、今後バスに乗る際に料金等は運賃箱の中に入れること、障害者手帳は中まで見せることを依頼したが、その後、料金の不足について説明したところ、相談者から「障害者を馬鹿にしているのか」と怒鳴られて電話を切られた。</p> <p>○相談者へ回答</p> <p>・バス会社からの聴取内容を伝える。また、バス会社としては、今後バスに乗るなどということではなく、バスに乗車する際にお願いしたい点を話したと聞いた旨を回答。</p> <p>・相談者は当初「謝罪は聞いていない」と激高し、電話を切ったが、1～2分後に「県の担当が謝罪があったというならそうなのだろう。納得した」と再度電話をかけてこられた。</p>
2	広島県	精神障害	<p>・近所の店に買い物に行き、レジで支払いをしていたら、隣のレジで支払いをしていた親子が相談者のヘルプマークを見て、「最悪」と言ったり、親が子供に対し、「アホ、バカになるから近づかないの」と言ったのも聞こえて腹が立った。子供は自分に向かって、「アホ、バカ」と何十回も言ってきた。</p> <p>・台で商品を袋に入れていたら、親子がきて、「アホ、バカ」と言われた。当該地域の住民にヘルプマークの周知をしてほしい。</p>	<p>ヘルプマークについては、県民への普及啓発を図ってきたが、引き続きヘルプマークの趣旨の認知及び理解促進に努めること、本件について該当自治体にも情報提供する旨をメールで返答。(☑)</p> <p>(相談者からの返答はなし)</p>
3	広島県	肢体不自由	<p>下肢に障害があり、横断歩道を信号が変わるまでに横断しきれないことがあるが、その時に車やバイクのドライバーから「もっと早く歩け」と怒鳴られる。ヘルプマークを見せても、怒鳴ってくるドライバーからは「そんなものは関係ない」と言われたり、「さっさと歩けないなら、家から出てくるな」と言われることもある。</p>	<p>ヘルプマークについて、より一層の普及啓発を行うとともに、県民に対して障害理解の促進を図っていく旨を回答し、相談者了承。</p>
4	広島県	精神障害	<p>No.2の相談者から、再度メールでの相談があったもの。</p> <p>・職場からバスに乗ったら、相談者のヘルプマークを見た中学生2人が、相談者に聞こえるように、「キモい。うざい」と言ってきたので、腹が立った。</p> <p>・中学生は、自分達が降りる停留所にバスが着いたら、相談者を睨みつけて、「マジ、キモい。うざい。死ぬ。」と言ってバスの中を走ってバスを降りていった。この中学校でヘルプマークの教育をしてほしい。</p>	<p>ヘルプマークについては、県内公共交通機関でポスターやステッカーの掲示や、アナウンスによる情報提供を依頼している。また、「あいサポート運動」の中でも、ヘルプマークについて周知を図っている。県としても、今後もヘルプマークの趣旨の認知及び理解促進を図っていくとともに、学校等を対象とした研修等の実施について、より一層力を入れて取り組んでいく旨をメールで回答。</p> <p>(相談者からの反応なし)</p>
5	広島県	その他	<p>・利用している就労支援事業所の送迎スタッフから、障害を理由に退職の強要をされた。多汗症であり漢方治療をしていて対策もしているのに関わらず、「症状が改善しなければ、やめてもらう。」と言われた。</p> <p>・この件が退職の強要にあたり、不当な差別にあたるのかどうか知りたい。退職の強要にあたり差別になると県が認めたら、そのことを、送迎スタッフに伝えられるので、それだけが知れたらよいと思っている。</p>	<p>・不当な差別に当たるか、当たらないかについて判断することはできない旨を回答。</p> <p>・県としては、事業所の管轄の自治体の対応に任せることになるが、相談者は居住市に既に相談済ということだったので、福祉サービスの相談窓口である社会福祉協議会の運営適正委員会について紹介。(相談者了承)</p>
6	広島県	知的障害	<p>障害者の就労支援事業所で差別をされ、虐待と思ったため市に相談したが、対応が不誠実であった。その後、再度市に相談しに行ったところ差別ではないかと言われた。なかなか解決に至らないまま4ヶ月以上が経つ。虐待や差別の証拠がないが、県にも相談することは可能か。</p>	<p>・相談することが可能な旨を伝えたと、本人から「現在、法務局で対応中であり、その対応が終わるまで他機関での相談はしないでほしい」と法務局から言われた。」旨の連絡があったため、県での対応は終結とした。</p>

①相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)

集計期間: 令和7年4月～令和7年12月

番号	相談機関	障害当事者	相談内容	対応内容
		障害種別		
7	広島県	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬ユーザーが路上で事故にあい、救急車で搬送された。その際、ユーザーは、自身が盲導犬ユーザーであると救急隊員に伝えたが、盲導犬の救急車内への同伴を拒否された。近くにユーザーの家族がいたため、盲導犬が路上に取り残されることはなかった。 ・本件については、日本盲導犬協会から当該消防署長へ、補助犬の受入について説明し、了承を得たが、署長によると、当時対応した救急隊員が法について知らず、また近くにユーザーの家族がいたので同伴させなくても良いと判断したとのこと。 ・当該消防署のある地区には、当該消防署から補助犬の受入について周知することになったが、県内の他の地区でも同様の事案が発生する可能性があるため、県で消防署等への周知ができないか検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件について、県内の消防本部へ身体障害者補助犬の受入について周知依頼を送付。 ・その後、消防本部から、救急車の受け入れ先となる救急告示医療機関に対しても同様の通知を出すよう依頼があったため、県内の救急告示医療機関、県医師会等へも同様の通知を発送した。
8	広島県	知的障害	<p>事業所内での暴言等による虐待・差別や、それに対する市町の対応への不満について相談</p>	<p>来庁相談を促していたが、本人が広島労働局へも相談しており、労働局での対応となったため、県では対応終了となった。</p>
9	広島県	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬ユーザーが、駅からタクシーで移動しようとしたが、1台目のタクシーには「犬のおいが苦手な人もいるので、犬は乗せられない。」と言われ、乗車拒否された。2台目のタクシーでは「犬が車内で暴れないのか。」と言い、断られそうになったが、近くにいた男性と一緒にタクシーの運転手を説得してくれたので、乗ることができた。しかし、運転手から「犬のおいが気になるという人もいるから、帰りはバスを使った方がよい。」と言われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台目のタクシーについては、タクシー会社等が分からないが、2台目のタクシーについてはタクシー会社が分かったため、日本盲導犬協会からタクシー会社へ盲導犬の受入について説明済。
10	広島市	聴覚障害	<p>水族館にて、相談者(聴覚障害)及び相談者の子が動物の触れ合い体験に参加しようとしたら、聴覚障害を理由に参加を断られた。障害があっても参加できるようにしてほしい。</p>	<p>広島市から水族館に確認したところ、「聴覚障害者が触れ合い体験に参加するとすると安全面を確保できない」との回答があった。</p> <p>そのため、安全上の問題の有無については、個別に判断する必要があることを水族館に説明。また広島市から代替案を提案した結果、「すべての触れ合い体験に参加可能」と水族館から回答があった。</p> <p>対応結果を相談者に伝えたと、相談者から理解を得られた。</p>
11	呉市	視覚障害	<p>(飲食店店長からの相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼の繁忙時に盲導犬ユーザーが来店、パート店員が対応し「ペットはお断りしています。」と入店を断った。しばらくして、パート店員から、盲導犬のお客様の入店を断ったと報告を受けた。 ・後日、日本盲導犬協会広島事務所から、店長の妻に電話があり、盲導犬とペットの違い等の説明を受け、盲導犬を同伴した人の入店を断った場合は、罰則金が科せられるという内容だった。盲導犬協会に罰則金を科す権限があるのか。罰則とか言う必要はない。脅迫か。 ・店内はバリアフリー対応になっていないし狭い。熱いスープが他のお客様にかかる可能性があるため、安全確保のためベビーカーでの入店も断ることもある。 ・盲導犬だとわかっていれば、繁忙時間帯以外であれば入店可能であると説明できた。白杖を持った視覚障害者の入店時は、手を添えて案内している。 ・盲導犬を見たことがない。盲導犬について周知不足だ。☒ 	<p>(市担当者から日本盲導犬協会に事情聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬協会に飲食店店主から電話があり、盲導犬ユーザーの入店を断った従業員が判明したこと、常連の白杖を使用しているお客様については事前に入店可能か電話連絡をいただき、従業員が対応できる時間に来店をお願いしていると報告があった。盲導犬等のユーザーも、事前に電話をいただき対応可能な時間帯であれば、店内にご案内できると話されていたとのこと。 ・日本盲導犬協会としては、多少歩み寄ることができたため、飲食店店長にお礼とユーザーにも伝えることについて了承を得たため、この件は終了とのこと。その他、飲食店店長から盲導犬等について社会全体で周知するよう助言があったため、協会として更に取り組むが育成団体のみでは周知が難しいため、行政側でも業界団体に正しい知識を発信してほしいとのことだった。☒
12	世羅町	精神障害	<p>※No.1と同じ事例 (内閣府つなぐ窓口が相談受理) 【相談内容】 バス会社の運転手、営業所職員について相談。何度も利用しているバスの降車時、いつものように障害者手帳を見せ料金を料金箱に乗せたところ、暴力団のような口調で「おい、こら、ちょっと待て。どこに置いているんだ」といった内容を乱暴な言葉で脅すように言われた。バス会社からはドライブレコーダーを確認し連絡すると言われた。その後営業所から電話があり、今後はルール(手帳は開いて提示、チケットは料金箱に入れる)に従わないのなら乗らなくてもいいと言われた。ルールはどこにも明示されていないので分かりにくい。 【要望】 自治体に連携して欲しい。 分かりやすいように明示するなどの合理的配慮をして欲しい。</p>	<p>(世羅町からつなぐ窓口へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世羅町の相談窓口は福祉課 障害者支援係と伝えてもらって構わない。町から連絡はしないが、相手方から連絡があった際は対応する。 <p>(世羅町としての対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県障害者支援課へ連携し、対応方法を検討。 ・バス会社へ連絡をとり、割引を受ける際、障害者手帳を開いて提示するというルールを分かりやすいように明示することについて、可能な範囲での合理的配慮の提供を依頼した。 ・相談者から直接連絡はなし。

②相談件数(合理的配慮の不提供)【令和7年4月～令和7年12月】

相談機関	件数
県	3
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	5
計	8

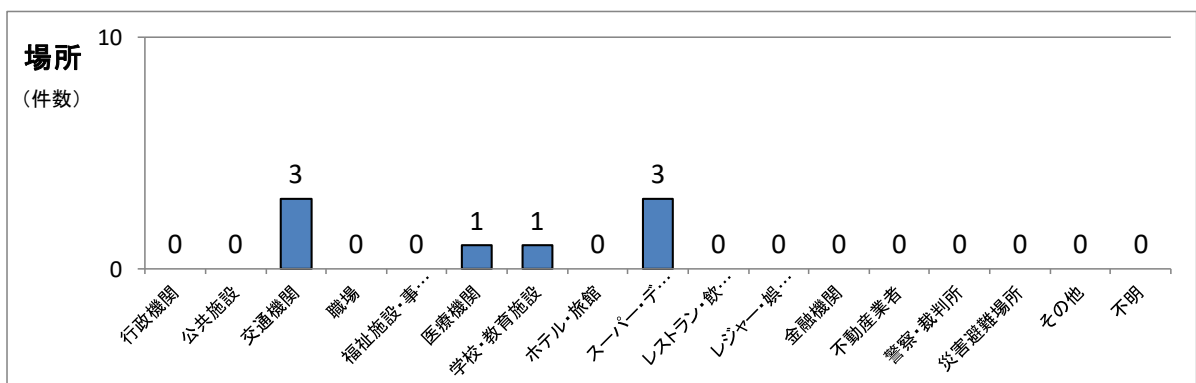
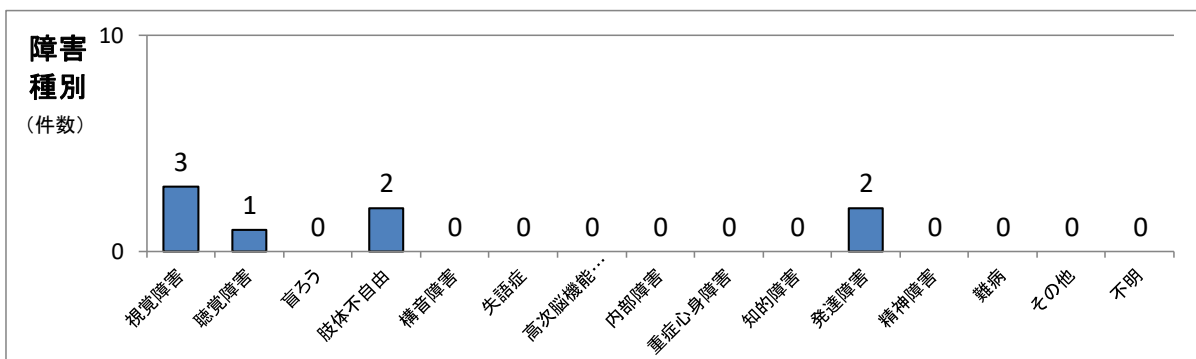
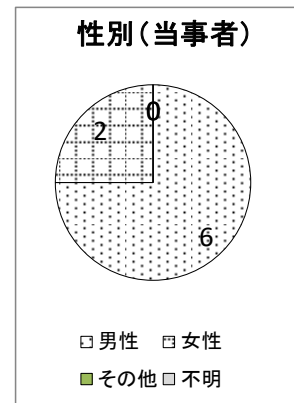
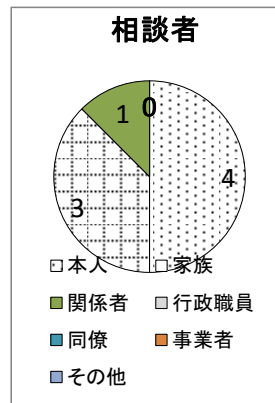
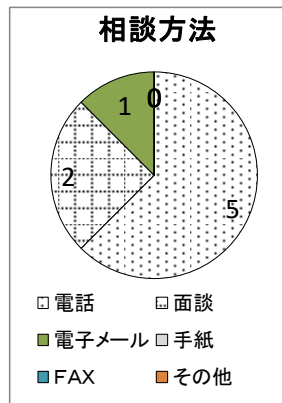
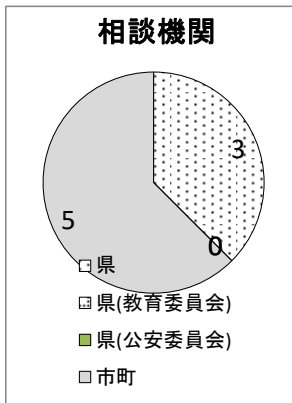
相談方法	件数
電話	5
面談	2
電子メール	1
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	8

相談者	件数
本人	4
家族	3
関係者	1
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	0
計	8

性別(当事者)	件数
男性	6
女性	2
その他	0
不明	0
計	8

障害種別	件数
視覚障害	3
聴覚障害	1
盲ろう	0
肢体不自由	2
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	0
発達障害	2
精神障害	0
難病	0
その他	0
不明	0
計	8

場所	件数
行政機関	0
公共施設	0
交通機関	3
職場	0
福祉施設・事業所	0
医療機関	1
学校・教育施設	1
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	0
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	0
不明	0
計	8



②相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間:令和7年4月～令和7年12月

番号	相談機関	障害当事者 障害種別	相談内容	対応内容
1	広島県	肢体不自由	・高齢者や障害者を対象とした支援を行う店員を設置しているスーパーがあるが、店員の声が大きく、自分が買ったものが周囲に知られてしまうので恥ずかしい。また、「〇〇を2つ取って」と頼んでも「もう一本いかがですか」とか「こちらの商品はいかがですか」など押し売りをしてくるように感じる。このことについて苦情を何度も言っているが、聞いてもらえない。 ・このことについて、何かしてほしいというわけではない。	情報提供として承った。
2	広島県	発達障害	・相談者には、障害のため”スマホ等に貼ってある保護フィルムをはがしてしまう特性”がある。家電量販店に行った際に、合理的配慮として、店頭展览展示してあるスマホ等の保護フィルムをはがすよう店員に依頼したところ断られ、迷惑行為なのでやめるよう言われた。合理的配慮の提供を受けられなかったと感じ、相談者もつい怒鳴り散らし、しつこく文句を言ったところ、そのことを理由に帰るように言われた。後日、再度その家電量販店を訪れたところ、警備員や店員から出入り禁止を言い渡された。 ・本件については、他の複数の自治体にも相談し、対応してもらうよう依頼しているが、「差別でも、合理的配慮の不提供でもない」と言われている。県から、当該家電量販店に対して合理的配慮の提供を求めたり、注意を促すことなどはできないのか。	・県としてはいったん対応中の自治体の判断に任せるが、情報の共有は行い、必要に応じて対応を検討する旨説明。 ・今回のケースに限らず、事業者は必ず障害者の申出どおりにすると決まっているわけではないが、相談者が納得できない場合は、怒鳴るのではなく、代案や必要性を説明し、互いに建設的対話を行うよう伝えた。特性とうまく付き合っていく工夫について、居住市町や相談員等と相談できる旨伝えたところ、すでに相談しているとのことであった。
3	広島県	発達障害	・現在大学生の当事者の母親から相談。子の大学進学に当たり、学生センターに合理的配慮の依頼をしてきたが、なかなか理解が得られず、思うような合理的配慮に結び付かなかつたり、「他の学生はこれできていいる。」「授業については各講師に権限があり、学生センターからは口を出さない。」という旨の回答しかもらえなかった。 ・合理的配慮としては、授業やテスト範囲の指示の視覚提示の他、次の授業の内容や資料をあらかじめもらうこと、授業中のグループワークは、初対面の人とのコミュニケーションが難しい等の理由から、知り合いと同じグループにしてもらうか、ワーク中に教員に少し気にして見てほしいこと。母親としては、これらは大学にとっても過重な負担ではない範囲だと考えており、相談している専門家や弁護士からも可能な範囲だと言ってもらっている。	・当課から大学へ事情を聴取。大学側としては、他の学生への影響や、授業進度や評価に関係するため過重な負担に当たると判断しているものもあり、対話で折り合った部分もあるが、大部分は理由を説明しても理解してもらえないこともあるとのこと。授業の担当教員によって授業の進め方や評価方法が異なるため、すべて一律の対応とすることが難しいと感じているが、今後も大学としては対話を続けていく意向。また、本人からの意思の表明を聞いたことがなく、常に母からの要望のみであることを気にしている。 ・母親から、障害の専門家を交えて支援会議を行ってほしい旨の要望が大学にあり、個別支援会議を実施予定。
4	広島市	視覚障害	視覚障害があり自筆が難しいため、家電購入時に店舗スタッフへクレジットカード申込書の代筆を依頼した。しかし、カード会社から「家族や介助者による代筆は認めるが、店舗スタッフによる代筆は不可。」と説明された。家族等の同行が難しい状況であるため、合理的配慮として、店舗スタッフによる代筆を認めてほしい。	相談者の申し出内容を市からカード会社へ伝えたところ、「家族や介助者の付き添いが難しい場合には、事前に連絡をもらえれば日程を調整し、カード会社の社員が店舗に出向いて代筆対応を行う。」との回答を得た。 対応結果を相談者へ伝えたところ、理解を得ることができた。
5	府中市	視覚障害	障害者がバス停で白杖を持ってバスを待っていたところ、到着したバスが停留所を過ぎて停まってしまったため、白杖でバスを探し、バスを触りながら入口へ向かった。その際、運転手から「危ないのでバスに触らないで。」と言われたが誘導のアナウンスがなかった。また、降車時にチャージをお願いしたところ、運転手から「付添いはいいないのか。」と言われた。	市からバス事業者へ対応の進捗状況聞き取り。現在、確認できているのはドライブレコーダーでバスが停留所を過ぎて停止したことのみ。運転手の対応については、聞き取りが出来ていない。当日の状況と今後の対応について後日連絡をいただくことにした。後日、バス事業者から状況報告あり。乗車時に白杖を持っていたことを認識出来ず、また、降車時のICカードの案内対応についてもお客様に寄り添った対応が欠けており、不快な思いをさせてしまったとお詫びがあった。お客様に寄り添った対応が欠けており、配慮不足であったことを確認し、今後はひとり一人のお客様の動向を把握の上、寄り添った接客が出来るよう継続的に指導していくとの回答を得た。
6	東広島市	聴覚障害	内閣府つなぐ窓口からの取り次ぎ。 妻の特別割引用ICカードの住所変更を、配偶者である自分(相談者)が代理で手続きしようとしたところ、本人からの申し出でないことをもって対応を拒否された。 本人が隣にいる状態で代理人が代わりに電話で答える方法や、電話リレーサービスの利用による本人申出を提案されたが、妻は聴覚障がい者のため、隣に控えていても電話対応できないのだから、必要な情報を答えられるように準備している自分(相談者)による代理手続きを依頼したが、本人が居ないことをもって対応してもらえなかった。加えて、妻は仕事で忙しく、サービスセンターの利用時間(平日9～18時)に連絡ができないため、手続き書類を送付してくれるよう依頼したが、それも本人申出がないと対応できない、の一点張りであった。 働く障がい者にやさしくないので、合理的配慮の提供をするよう注意をしてほしい。(具体的な改善策の提示までは求めない)	・事業者のホームページ上には、問い合わせ先として電話番号のみが掲載されているが、電話番号の下部のリンクから電話リレーサービス用の電話番号が掲載されたページにジャンプできる。また、相談者も電話リレーサービスの利用ができる旨、事業者から説明を受けていることから、合理的配慮の不提供にあたらなないと判断。 ・相談者へは、今後の相談窓口として、市のろうあ者専門相談員を案内。 ・相談者の不満が、手続き開始が本人申出に限ること、対応可能時間が平日9～18時であることであったため、事業者へは障がいの有無にかかわらず、問合せがしやすい環境を整備してほしいという要望を伝えるにとどめ、終結。相談者了解済。

②相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間:令和7年4月~令和7年12月

番号	相談機関	障害当事者	相談内容	対応内容
		障害種別		
7	東広島市	視覚障害	<p>次のとおり、市から電話にて状況確認を行った。 どこで:東広島市内医療機関の総合受付 何が:障害当事者が紹介状を持って受診するにあたり、総合受付に向いた際、タッチパネルで問診票を作成するよう伝えられたが、夫婦ともロービジョンのため、固定されたタッチパネルに表示された質問内容が読みとれないので、質問内容を読み上げてほしいと申し出たにもかかわらず、再三にわたり自分で対応するようにと断られた。複数回問診をしたが埒が明かかなかったため、障害当事者が「もうここでは受診できない。」と帰る意思を示したところで、相手方が質問を読み上げ、障害当事者の回答を聞き取ることで問診票を作成したが、しづしづ対応するという体であった。また、自分たち視覚障がい者だけでなく高齢者等、支援が必要な人への対応をどう考えるのか聞いたところ、普通は支援できる人が同行しているもの、と回答された。確かに同行援護等を依頼せず、夫婦のみで訪れたが、夫の受診のために妻が付き添っており何らかしいことはない。また、音声読み上げや光でタッチする場所を知らせるなどの代替手段の提示もなく、支援者がいないことを理由に対応を拒否するのはおかしいのではないか。</p>	<p>・当日担当した看護師に聴き取りを行った。相談者から「見えにくい。」との申し出をうけ、支援か老眼鏡等の貸出しが必要かを確認したところ、「みえない。」との回答であった。また、同行者の有無を確認すると、「誰も同行していない。」との回答を受けたため、質問項目の読み上げを申し出ようとしたが「他の病院では対応してくれるのに、もう帰る。」と言われた、とのことであった。 支援が必要な方には当然に対応するのだが、お越しになられた時間が混雑する時間帯で、配置されている人数では回らないほどであったため、ご自身で対応できる方には極力対応してもらいたくお尋ねしたことが誤解を招いてしまったものとも思われる。 医療機関には、誤解を招かないよう、より丁寧な対応を心がけていただくようお願いするとともに、音声読み上げ機能や光でタッチする場所を知らせる機能などがあれば自身で対応できるということをお伝えした。以上のことを市から相談者へ説明し、納得を得られた。</p>
8	東広島市	肢体不自由	<p>(経緯) 本人と母親で乗車駅から降車駅に行く際に、降車駅でのスロープ設置等乗降対応を電車の遅延を理由に駅員に断られた。 乗車駅に着いたが、途中の駅間で事故があり、電車が遅延していた。駅員から降車駅にスロープ等乗降対応の連絡をしたが、電車の遅延を理由に断られ、納得のいく理由を求めると、遅延時は対応しないと云われ、問答を繰り返す。その状況を見ていた乗客の一人が、乗降について手伝いますよと申し出があった。駅員はその申し出を聞いていたにも関わらず、何も言わなかった。結局申し出をしてくれた方が同じ車両に乗ってくれことなきを得た。降車駅につくと、駅員が対応できなかったとは到底思えなかった。 重度の障がいがあると乗降は難しく、手伝いが必要だが、障がい者は電車に乗るなどというふうには感じられた。障がい者差別ではないだろうか。電車の遅延であったが、始発がもっと前で配慮の必要な方が乗っていた場合にも遅延したからと断るのか心配である。 鉄道事業所には電話で経緯等伝え、その電話ですぐに謝罪があったが、個人からの連絡だけでは、今後につながらないと思い、障がい福祉課に相談した。</p>	<p>市から、事業者へ電話。経緯等を伝える。 「当該駅に確認するとともに、職員に再発防止に努めるよう伝える。」とのことであった。☒</p>

④その他相談・合理的配慮の提供事例			集計期間:令和7年4月～令和7年12月	
番号	相談機関	障害当事者 障害種別	内 容	対 応 内 容
1	広島県	肢体不自由	<p>スーパーの店員から相談</p> <p>・県内の店舗で、電動の乗り物に乗った客が、そのまま店内に入ろうとしたため、他の客の安全性を考慮して店員が止めたところ「これは障害者として認められているものだ」と主張された。その乗り物について、利用者は「タウンモビリティカー」と言っていた。</p> <p>・当該事業者では、シニアカー等の電動の乗り物については、店内で利用すると危ないため、基本的には駐輪場などに駐車し、店内では車椅子を貸し出すなどの対応としている。</p> <p>・今回、タウンモビリティカーが具体的にどのようなものなのかを調べて、今後の対応を検討しようと考えているが、インターネット等で調べても分からなかったため、何か情報があれば共有してほしい。</p>	<p>・県身体障害者更生相談所に確認したが、補装具等の中に一輪車はなく、タウンモビリティカーというものは聞いたことがないとの回答を得た。また、もし一輪車で補装具認可の申請があったとしても特殊な形状のものは補装具として認可されないことが多いとのことであった。</p> <p>・上記を踏まえ、相談者へタウンモビリティカーについての情報は県にもなく、補装具等として認められている可能性も低い旨を伝えた。加えて、電動の乗り物だからということで禁止するだけでなく、建設的な対話をを行い、双方にとってよりよい方法を探っていただくよう伝えた(相談者了承)。</p>
2	広島県	肢体不自由	<p>・相談者の友人は次世代型電動車椅子を利用しているが、行きバスでは乗車できなかったが、帰りのバスで乗車拒否された。このことについて、友人である相談者は心配になり、居住市に相談したところ、安全確保のためリース会社に固定器具設置をお願いしてはどうかと言われた。</p> <p>・この他にないかよい対応があれば教えてほしい。</p> <p>・このような場合の対応窓口について教えてほしい。</p>	<p>・もし相談者や友人が乗車拒否に関して納得していないようであれば、バス会社と建設的対話を持つことを説明。</p> <p>・障害を理由とした不当な差別的取り扱いに関する相談窓口として、広島県障害者支援課の窓口や、内閣府が設置している「つなぐ窓口」について情報提供。☑</p>
3	広島県	聴覚障害	<p>広島県内在住だが、広島県外のテーマパークで障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けた。このような時は、どこに相談したらよいか。</p>	<p>差別を受けた場合には、その出来事があった場所(県等)へ相談できること、相談先に迷う場合は、内閣府の「つなぐ窓口」へ相談するよう勧めた。</p> <p>→相談者は「つなぐ窓口」を利用してみたいと希望した。</p>
4	広島県	肢体不自由	<p>(県 学事課から相談)</p> <p>・子が車いす利用で、小・中学校では常時介助員がついていたが、高校受験にあたって志望校(私立高校)に介助員について問い合わせたところ、学校側で常時介助員を手配することは難しいと言われた旨、保護者から学事課に相談があった。高校も、受験や入学の受入意思はあるが、常時介助員を手配すると金銭面で対応が難しいとのこと。</p> <p>・このような場合、まずは受験生側と高校で対話の場を設けるべきか。また、どのような内容を話し合ってもらったらよいか。</p> <p>・このような生徒に対し、行政の制度で使えるものはあるか。</p>	<p>・建設的対話の場を持ち、当事者の状態や、互いにできることを話し合い、解決策を考えてほしい旨回答。また、行政のサービスとしては、市町に問い合わせるのがよい(相談者の居住地や状態が不明のため、助言不能)。</p> <p>・当事者だけで対応が難しい場合には、当課へ相談していただき、助言や、適切な相談先(市町等)へつなぐことができる旨回答。</p>
5	広島県	視覚障害	<p>・スーパー等では一般的になっているアプリ登録をしなければ割引制度やサービス特典が受けられない。全盲の自身にとってQRコードで読み取るのは難しく、もう少し人権関係を考えてほしい。</p> <p>・景品プレゼントの番組があるが、ほとんどのテレビ局で、番号を読み上げられない。読み上げるよう各テレビ局に伝えたいと思っており、県からも伝えてもらえないか。</p> <p>・先日利用した店舗で商品を探し、近くまでは案内してもらえるが、「このへんにあります。」という対応で、最後まで案内してもらえず不親切と感じた。このことについて電話で伝えようとするが、自動音声ガイダンスは、誤った番号を選んだ場合に自動で切れてしまう。電話をかけることができないため、直接当該店舗に出向き、電話が打ち切られてしまうことや、対応については伝えている。</p> <p>・スマホを使っただけの操作が難しく、番号を選ぶように指示されるとスラッシュができず電話が切れてしまうことが多く、手続きの際は特に困る。</p>	<p>・県からテレビ局に、読み上げるよう伝えることはできない旨回答。</p> <p>・契約等の手続きについてお困りのことやお手伝いが必要なことがあれば、消費生活センターでもご相談が可能と説明。(相談者了承)</p>
6	広島県	肢体不自由	<p>連日ニュースでも報道している熊について、聴覚障害の人は、避難の放送があった場合、聞こえないため避難ができない。現在車いすを使用しており、知り合いにも障害のある人がいるので心配である。高齢者も、素早く避難するのは難しいところがある。災害時もそうだが、安全に避難するための方法がなにかあればよいと思う。</p>	<p>ご意見について課内で共有する旨を伝えた(相談者了承)。</p>
7	庄原市	視覚障害	<p>(市役所窓口へのタブレット等設置の検討について)</p> <p>市役所での様々な申請手続きに際し、視覚障害者は申請書に記載の文字が見えにくく、何が書いてあるか理解することができない。申請書の文字を拡大して見ることができるようなタブレット等の設置を検討してほしい。</p>	<p>相談内容については市内で情報共有を行い、対応について検討。相談時点ですでに次年度の当初予算要求が済んでいたため、補正予算などについて、今後対応を検討することとしている。</p>

④その他相談・合理的配慮の提供事例			集計期間:令和7年4月～令和7年12月	
番号	相談機関	障害当事者	内 容	対 応 内 容
		障害種別		
8	廿日市市	聴覚障害	コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ(音声の文字起こし)を利用するためのタブレット端末の継続導入・使用	-
9	廿日市市	聴覚障害	コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ(音声の文字起こし)を利用するためのタブレット端末の継続導入・使用	-
10	廿日市市	肢体不自由	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(身体障害者手帳交付者)	郵送貸出7回・8点貸出
11	廿日市市	精神障害	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(精神障害者手帳交付者)	郵送貸出7回・18点貸出
12	廿日市市	精神障害	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。(精神障害者手帳交付者)	郵送貸出3回・11点貸出
13	廿日市市	知的障害	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話やメールで連絡したら選書してもらい借りたり、読書相談にのってほしい。	電話等による読書相談受付

第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

所属	項目	取組内容
広島県身体障害者団体連合会	WHILL社製電動車椅子のバス乗車問題	1月に広電バス。2月に広島バスへの乗車が可能となった。また、販売代理店が啓発動画を作成し、YouTubeに掲載した。
広島県手をつなぐ育成会	キャラバン隊の拡大と資質向上のための研修会を開催	広島市、福山市、呉市、廿日市市、大竹市、高知県等から42名の参加。県民の皆様へ知的・発達障害を楽しく正しく理解していただくために、キャラバン隊の立ち上げや活動を広げる役割を果たす研修会を実施した。
	各地域で「知的・発達障害の理解啓発講座」(キャラバン隊)活動を展開	広島市(あび隊)・福山市(びんご隊)・呉市(ぼこぼこ隊)・廿日市で年間を通し、幼・保・小・大学・行政・一般企業など、幅広い理解・啓発講座を実施した。
	本人相談会開催	知的障害者本人の会「広島県はつらつ友の会」にて、「いじめ・差別・ハラスメントについて」の学習会を開催。知的障害者本人にアンケート「自分がされてイヤだったこと」を実施。その内容をもとに講師よりアドバイスをいただき、「どうすることが差別になるのか、差別されたときの対応法は」などを学習した。(参加者92名) ※アンケート結果を「別紙」で添付します。ご参照ください。
広島県精神保健福祉家族会連合会	差別解消取り組み周知	月1回(第3金曜日)に関係者がミーティングを開き、情報交換等を行っている。
	研修の実施	可能な限り多くの研修に関係者の中から参加している
広島難病団体連絡協議会	広島県、広島市との意見交換会	差別ではないが、広島県、広島市との会場で、難病の障害特性のために会場に出向くことが難しい当事者もおり、転倒したり、途中で帰宅する当事者もいたため、会場参加と同時にzoom併用のハイブリッド開催を要望した。そうしたところ、例年の会場や時間を変更して要望に対応していただいた。多くの当事者、家族が喜んでいる。
高次脳機能障害者の会ひろしま	研修会の実施	家族・支援者に向けて障害理解を深めるための研修会を実施
	家族相談会の実施	当事者家族の困りごとや悩みを共有し、専門職も同席の元、見えにくい障害をどのように周知できるか話し合う
広島県社会福祉協議会	Webアクセシビリティへの対応の強化	職員が本会ホームページを作成・更新する際のウェブアクセシビリティガイドラインを作成しており、本会職員一人ひとりがガイドラインを順守し、ウェブアクセシビリティに配慮した情報を公開することに取り組んでいる。
	研修の企画	職員を対象とする、障害者差別解消法に関する研修を定期的に企画・実施している(令和6年度実施)。
広島県民生委員児童委員協議会	研修の実施	民生委員児童委員を対象に、研修会を各市町民児協・単位民児協で実施。
広島県身体障がい者施設協議会	研修の周知	日本弁護士連合会主催の「障害者差別解消法に関する研修」の案内を本会ホームページに掲載し、会員へ周知した。
	研修の実施【会員施設の取り組み】 障害を理由とする差別解消の推進について (広島県健康福祉局障害者支援課) (広島市障害福祉課)	全職員を対象とし、障害者差別解消に関する研修を施設内で実施。
広島県知的障害者福祉協会	会員事業所による広報・啓発活動	各会員事業所においてパンフレットの閲覧や配布で広報・啓発活動を行っている
	会員事業所での研修会開催など	会員事業所職員に向けての研修会を開催するなど職員間で確認をしている
	会員事業所において合理的配慮の実施	会員事業所内において利用者や相談者への必要な合理的配慮を行っている
	会員事業における相談支援	会員事業所において相談窓口を置くと障害者差別等についての相談支援を行っている
広島県歯科医師会	研修会の実施	歯科医師会会員を対象とし歯科医療サービス提供困難者対応力向上研修を実施し取組むように周知している。
	広島口腔保健センターの設置、運営	障害等のため、地域歯科医院での治療が困難な人に対して、歯科医療を提供する総合型障害者歯科診療所として、広島口腔保健センターを開設運営している。広島口腔保健センターでは、行動療法や薬物を用いた鎮静法や全身麻酔法などをさまざまなアプローチを用いて、障害のある人に身体的・心理的負担の少ない歯科医療提供を行っている。
	障害者に対する多層的な歯科医療提供体制の確立	広島県歯科医師会では、障害を理由に、障害者が歯科受診ができないということのないよう、地域歯科での治療が困難な場合には、広島口腔保健センターへ患者が紹介され、適切な歯科治療を受けることができる体制を整備している。また、治療を終えた障害のある患者が地域歯科医院へスムーズに移行できるよう逆紹介システムの構築を開始しているところである。
広島県商工会連合会	HP掲載による周知	関係団体の依頼による障害者雇用等に関する周知y広島県障害者職業センターHPのリンク付け

所属	項目	取組内容
広島県生活衛生営業指導センター	資料の説明と回覧	協議会で得た知識及び資料の説明と回覧による周知
	合理的配慮の実施	各講習会、研修会開催時等の配慮(バリアフリー会場、座席自由化 等)
広島県宅地建物取引業協会	情報提供	当協会が参画する「広島県居住支援協議会」、「東広島市居住支援協議会」が実施(協賛)するセミナー等の周知活動
全日本不動産協会 広島県本部	合理的配慮の事例共有	組織内広報紙・会報誌などで事例を紹介。
広島県バス協会	WHILL社製電動車いすの乗車について公表	広島県バス協会として、WHILL社HPIに記載のマニュアル通りに乗車できる者等の条件を付し乗車を認めることとした。
	研修の実施	バス運転者を対象とし、WHILL社製電動車いすの乗車に関する研修をネットヨタ広島の協力を受けバス事業者で実施。
	WHILL社製電動車いすのバス乗車取扱開始	研修等準備できたバス事業者においてWHILL社製電動車いすでのバス乗車を開始した。
広島弁護士会	障害者差別解消法キャラバン	日弁連主催・広島弁護士会共催にて、R7.12.19に差別解消法のキャラバンを実施
		JR九州無人化駅訴訟(参考)
	改正障害者差別解消法研修	会内所属の弁護士を講師として、R7.10.17に新規職員向け改正障害者差別解消法研修を実施
広島法務局 人権擁護部	筆談ボードの設置	聴覚障害者等が人権相談を円滑に行えるよう、相談室に筆談ボードを設置している。
広島労働局 職業安定部	研修の実施	厚生労働省から提供されているeラーニング教材を使用して、障害者差別解消法の対応要領のポイントについて整理している
	差別解消の推進に関する対応要領の策定	厚生労働省から示されている、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき対応している
中国運輸局 交通政策部	差別解消の推進に関する対応要領の策定	「国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき対応している。
広島県教育委員会	データの提供	視覚障害のある職員の給与支給明細書の読み上げ用データの提供
	特別措置(合理的配慮)の事例共有	ホームページに、入学者選抜における特別措置の事例を紹介。
	障害者差別解消法や合理的配慮を学ぶ職員研修の実施	各市町教育委員会の指導主事等、管理職、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事等に対する障害者差別解消法や合理的配慮について学ぶ研修を実施。
	障害者サービス体験会の実施	活字での読書や来館での利用が困難な方に行っている広島県立図書館のサービス内容の紹介展示、体験会の実施
	館外イベントで障害者サービスの紹介	「BOOK MEETS NEXT in ひろしま」で広島県立図書館の障害者サービスや障害者向け資料の紹介を実施
	LLブックコーナー設置	知的障害等がある人にとって読みやすい「LLブック」コーナーを設置
	読書サポートコーナー設置	図書館で行っている障害者サービスや所蔵資料を紹介するコーナーを設置
	通路幅の拡張(ひろしま子どもサイエンスライブラリー開設時)	車いすでも通行可能なよう通路を拡張している。
	手話通訳付き多言語によるおはなし会の実施	様々な人が一緒に楽しむことができるよう、日本語(手話通訳付き)・韓国語・スペイン語による絵本の読み聞かせ等を実施
広島県警察本部 警務課	合理的配慮の周知	「ヘルプマーク」等の障害者に関するマークについての教養資料を庁内LANにより周知
	手話講習の実施	職員に対する手話講習を実施。手話講習修了者の能力維持向上を目的として手話のブラッシュアップ講習も実施。機関紙において、「警察手話講座」を毎月掲載し、職員へ周知を図っている。
	研修の実施	人権について部外講師を招き研修を実施
	制度の周知	「つなぐ窓口」及び障害者差別解消法に関する教養資料を庁内LANにより周知

第5 協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について

	所属	障害当事者	相 談 内 容	対 応 内 容
		障害種別		
1	高次脳機能障害 友の会ひろしま	高次脳機能障害	見た目が普通に見えるため、やっと仕事に慣れたと思ったのに、次から次へと仕事量を増やされてしまう。	再度、職場の方に障害特性を理解してもらえようように具体例を示しながら働きかける。
		視覚障害	本会が提供している求人情報について、「PCの画面では認識が難しいので紙で求人情報を送ってほしい」と要望があった。	求人情報を郵送した。
2	広島県社会福祉協議会	視覚障害	本会が提供している求人情報について、「弱視なので読むことができない」と言われた。	口頭で求人情報を説明した。
		精神障害	本会主催研修への来場参加者から「パニック障害があり、多くの人がいるところが苦手なので、後ろの席の窓側の席にしてほしい」と要望があった。	要望を受け、後ろの窓側に席を設置した。
		視覚障害	一週間ごとの予定や行事の日程など、必要な情報を墨字では見え辛い。	予定や日程を読み上げ録音したカセットテープを本人にお渡ししている。
3	広島県身体障がい者 施設協議会	視覚障害	墨字では献立表を確認できない。	点字に点訳したものをお渡ししている。
		聴覚障害	相談があったわけでは無く、各施設の取組	施設内での筆談・手話・読み上げ
		肢体不自由	相談があったわけでは無く、各施設の取組	段差解消・席配置への配慮
		知的障害	相談があったわけでは無く、各施設の取組	書類記入、手続き内容をわかりやすく説明
		肢体不自由	相談があったわけでは無く、各施設の取組	外泊時の宿泊施設の予約・送迎
		肢体不自由	相談があったわけでは無く、各施設の取組	嚥下の機能に合わせた食形態の提供
		肢体不自由	相談があったわけでは無く、各施設の取組	身体レベルが落ちない程度の支援
		構音障害	相談があったわけでは無く、各施設の取組	本人の代わりに電話応答
		その他	相談があったわけでは無く、各施設の取組	買い物のアドバイス・買い物代行
		4	広島県歯科医師会	知的障害
知的障害	待つことが苦手で、待ち時間が長いと不穏になると両親から相談があった。			全身麻酔から覚醒した後は術後の経過を観察するため1時間程度待機してもらう必要があるが、本患者の場合には、待機場所を自家用車にすることで、おちついて過ごすことができた。
重症心身障害	医療的ケア児である患児は側弯があり、使い慣れているバギー上が一番体制が落ち着き全身状態も安定すると母親から相談があった。			口腔ケアの提供時には、歯科用の診療台に移譲せず、バギー上で行うこととした。
肢体不自由	患者は脳性麻痺の障害があり、口話によるコミュニケーションが難しい。患者より、予約のためのやり取りを電話ではなくメールでしてほしいとの希望があった。			予約等のやり取りはメールで行うこととした。

	所属	障害当事者	相 談 内 容	対 応 内 容
		障害種別		
5	広島労働局 職業安定部	聴覚障害	聴覚障害者に対する配慮について	各ハローワークに手話協力員を配置している
		不明	ハローワークにおける窓口相談において、周りの他の相談者が気になる	個室にて個別の相談ができるよう対応している
			※上記提供事例は、個別の事例ではなく、常時提供しているものです	
6	広島県消費生活課	不明	消費生活相談、県民相談	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談や手話通訳者などを介した意思疎通 ・書類の記入方法等を本人の前で示したり、わかりやすく伝達 ・本人の疲労や緊張などに配慮した相談対応 ・消費生活に関する情報誌に音声コードを貼付
7	広島県教育委員会	視覚障害	教員採用試験の問題の文字が見えにくいので拡大してほしい。会場内の移動時に支援してほしい。	問題用紙、解答用紙の文字を拡大するとともに、ルーペ、単眼鏡の持込みを許可した。移動時に職員が同行した。
		発達障害	書字障害のため、教員採用試験の筆記問題をパソコンで解答したい。	筆記試験において、パソコンによる解答を認めた。
		聴覚障害	教員採用試験において、口頭での連絡等は文字で提示してほしい。試験開始・終了の合図をしてほしい。なるべく前方に配席してほしい。	連絡事項を記載した文書により提示した。試験開始・終了や時間の残り時間は、カードにより提示した。教室前方に配席した。
		聴覚障害	教員採用試験において、口頭での連絡等は文字で提示してほしい。試験開始・終了の合図をしてほしい。	連絡事項を記載した文書により提示した。試験開始・終了や時間の残り時間は、カードにより提示した。
		その他	病気による脱毛のため、着帽した状態で教員採用試験を受験したい。	着帽した状態での受験を認めた。
		聴覚障害	教員採用試験における面接で手話通訳を派遣してほしい。	面接試験の際に、手話通訳者を配置した。手話通訳があることにより試験時間を延長した。模擬授業の際に、筆談ボードを準備した。
		肢体不自由	教員採用試験の移動時に杖をついたりエレベーターを利用したりしたい。	移動時の杖及びエレベーターの使用を許可した。移動時に職員が同行した。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害のため、拡大検査用紙、ルーペの使用を希望する。 ・聴覚障害のため、英語の実音聴取をCDデッキにより実施することを希望する。 ・両肩から指先部分までが欠損しているため、足で作業するための卓上傾斜台の使用を希望する。 ・書字困難であるため、タブレット端末による解答を希望する。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大検査用紙、ルーペの使用を許可した。 ・英語の実音聴取をCDデッキにより実施することを許可した。 ・中学校で使用している机と椅子の使用を許可した。 ・タブレット端末による解答を許可した。など
		視覚障害	研修会場までの移動及び研修会場での移動における介添えを希望。	JR駅間はJRに介添えを依頼し、研修会場では運営者が一名介添えを行った。
		視覚障害	研修資料を音声化(学校のソフトを使用)するため、資料データの提供を希望。	研修資料を事前に送付した。
聴覚障害	研修受講に際し、手話通訳を希望	手話通訳者を派遣した。		

7	広島県教育委員会	視覚障害	表彰式出席に係り、会場の様子が把握できないので、事前に会場内の配置や歩く場所等、確認する時間を設けて欲しい。	事前に会場内を確認する時間等を設定。
		聴覚障害	表彰式出席に際し、手話通訳を希望	手話通訳士を会場に派遣し対応。
		聴覚障害	表彰式出席に際し、手話通訳を希望	手話通訳士を会場に派遣し対応。
		肢体不自由	表彰状授与後、表彰状を持ったまま車椅子を操作することが難しいため、移動する場合には、車椅子を押す介助が必要。	移動時に職員が同行。
		肢体不自由	表彰式出席に際し、移動や発表時は教員が介助。障害実態から、声が小さく聞き取りにくいことがあるため、発表時はマイクの音量に配慮いただきたい。	移動時や発表時に職員が同行するとともに、発表時には職員が音量を調整。
		知的障害	場面緘黙があるため、技能検定を受検する際、挙手で返事をする、ホワイトボードや筆談を用いて、自分で審査員に見せて伝えること、おじぎをして「失礼します。」「失礼しました。」に代えることを要望。	受検時において、挙手やおじぎによる返事や挨拶、筆談によるやり取りで対応。
		知的障害	色覚異常により、色の識別が難しいことから、技能検定を受検する際、使用する用具等の色が分かるように、「黄」「白」など文字で表示すること、おがくずを黒く染め、それを代替物として使用することを要望。	受検時において、色を識別しやすい代替物の使用を認めるとともに、用具等に文字で色を示して対応。
		知的障害	緘黙と低視力であることから、技能検定を受検する際、検定用のおがくずより大きい(粗い)おがくずを使用すること、声を出して発言することが難しい場合は、挙手をして合図することを要望。	受検時において、検定用おがくずより大きい(粗い)おがくずの使用と声を出して発言することが難しい場合は、挙手による合図をすることで対応。
		聴覚障害	研修受講に際し手話通訳を希望。	手話通訳者を研修会場や相談者の所属に派遣し対応した。
		聴覚障害	研修受講に際し手話通訳を希望。	手話通訳者を研修会場や相談者の所属に派遣し対応した。
		視覚障害	対面朗読を利用したいが、最寄りの電停から一人で図書館に行くのが難しい。	図書館への誘導のため、最寄りの電停まで送迎している。
		視覚障害	利用したいが、申込書が書けない。	利用申込書の代筆をしている。
		肢体不自由	歩行が困難で、車椅子を貸して欲しい。また、タクシーを呼んで欲しい。	車椅子の貸出し、利用者の携帯電話をお借りしてタクシーの手配を行った。
		肢体不自由	放課後等デイサービスの肢体不自由の利用者を図書館の定例のおはなし会に参加させたい。	バギーに乗ったまま参加できるよう、会場のレイアウトを調整した。
肢体不自由	車椅子で講演会に参加したい。	車椅子のまま講演会に参加できるよう、会場のレイアウトを調整した。		
8	広島県警察本部 警務課	肢体不自由	エレベーター設置のない警察署における免許更新において、3階の講習会場に上がることができない。	警察署において、通常は免許更新の講習会場を3階で実施しているところ、1階で行った。
		肢体不自由	申請書類記載時、カウンターで立った状態での記載が困難なため、座った状態での手続きをさせて欲しい。	椅子に座ってもらい、対応を行った。
		精神障害	パニック障害で、人が多いところだとパニックになってしまう可能性がある。	運転免許の更新に係る講習を受講時、親子室を利用し、他の受講生と離れた場所で受講してもらった。

第6 協議会構成団体において対応した障害者差別等の相談事例について

集計期間:令和7年度

番号	相談機関	内容	障害当事者	相談内容	対応内容
			障害種別		
1	広島県手をつなぐ育成会	合理的配慮の不提供	知的障害	先日娘がショートステイ先から日中の施設までタクシーを使って移動した。1回1500円弱の料金がかかるので、タクシー券のつづりと現金を持たせていた。支払いはタクシー券2枚と端数を現金で支払う予定だった。(娘は一人で支払いまでできる) 帰宅して確認すると、現金は使っておらず、タクシー券3枚がなくなっていた(その時の利用料金は1300円前後)。タクシーの運転手が券を3枚持って行ったとのこと。(端数分も券を使用してもおつりは出ないシステムらしい) 娘はタクシーに一人で乗っていったが、初めての利用ではなく、何度か利用して、一人でできると安心してた。しかし、運転手が券のみで清算したことに対して、意見を言えなかった(本人が気づいていたかは不明)。 また、園も娘さんが一人でタクシーに乗ってきたのに、出迎えもなく、タクシー運転手とのやり取りの補助もなかった。(後日、園に問題提議の申し入れをしたいと思っている)	保護者本人が、タクシー会社と施設に電話をして改善を求めた。 育成会には事例があったという報告のみ
2	広島難病団体連絡協議会	不当な差別的取扱い	難病	電動車いすウィルでのバスの乗車を拒否された	バス会社に電話したところ、電動車いすウィルの乗車時や固定の仕方についてヒヤリハットが何件も起きているので、県バス協会でも当面の間乗車させないことになった。メーカーとも協議中との回答。現在は?
3	高次脳機能障害友の会ひろしま	不当な差別的取扱い	高次脳機能障害	広島市内で区をまたいで転居した際、今まで利用できていた自立支援医療が精神科ではないという理由で利用できなくなったので、訪問看護の実費分を家族が支払っていた。	広島市に相談し、当該区の地域支えあい課の担当者を紹介してもらい、自立支援医療を利用できるようになった。
		合理的配慮の不提供	高次脳機能障害	体験学習において、障害特性上、狭小空間、細かい作業が苦手と伝えていたにもかかわらず、配慮されずに実施された。	再度、学校・保護者・医療福祉関係者等を含めて話し合いを行い、今後の対応を協議することとした。
4	広島県社会福祉協議会	不当な差別的取扱い	視覚障害	視覚障害があることでインターネットから情報を得ることができない。健常者であればクーポン情報等もインターネットから得られるが、自分は情報を得られないことで損を強いられる。相談窓口への連絡先の情報自体が得られないこともある。	みんなの人権110番等の窓口を紹介したところ、「自分から電話をかけることは難しい」とのことで、窓口へ代理で電話をし、窓口から相談者に電話をかけてもらうよう依頼した。
		不当な差別的取扱い	精神障害	就労継続支援B型事業所の見学に行った時に、LGBTQであることをカミングアウトせざるを得なくなった。配慮を求めているのに「お手洗いなど、あなたに配慮できる環境にない」と事業所側から言われ体験を打ち切られた。サービスを受ける機会を奪われた。	事業所に相談内容を伝えることを提案したが、「伝えるだけでは何もしていないも同然だ。指導してほしい」と言われたが、指導権限がないことを説明した。
5	広島県歯科医師会	不当な差別的取扱い	知的障害	いままで、他県の大学病院で歯石除去などの歯周治療を全身麻酔下でうけてきた。このたび、歯周治療のための全身麻酔は行わないと断られ、インターネットで全身麻酔をしてくれるところを探して連絡している。全身麻酔は可能かという問い合わせがあった。	対応可能ということで来院してもらうこととなった。医療機関としては、対応が難しい場合も断るだけでなく、他に受診可能な機関に繋ぐなどの対応が望ましいと考えられる。
		合理的配慮の不提供	発達障害	発達障害児の母親から電話にて問い合わせ。近くの小児歯科にかかっている。子供だけで診療室に入り、いつも泣いて出てくため、中での様子がとても気になるため、同席を希望したが、難しいと言われたとの発言あり。広島口腔保健センターでは親も治療に同席できるのかという質問があった。	父母子同席は可能であることを説明した。

令和7年度 広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

No	所 属	氏 名
1	広島大学 名誉教授	横藤田 誠
2	広島県身体障害者団体連合会 副会長	川中 克幸
3	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子 麻由美
4	広島県精神保健福祉家族会連合会	岡本 英登
5	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橘高 則行
6	広島難病団体連絡協議会 副会長	河中 郁典
7	広島自閉症協会 副理事長	増谷 聡子
8	高次脳機能障害友の会ひろしま 家族会代表	守下 潤子
9	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦
10	広島県特別支援学校長会 会長	大元 みどり
11	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	中森 一女
12	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	小池 英樹
13	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	福光 一美
14	広島県身体障がい者施設協議会 副会長	小谷 貴弘
15	広島県知的障害者福祉協会 副会長	木村 博文
16	広島障害者職業センター 所長	松村 吉朗
17	広島県医師会 常任理事	橋本 成史
18	広島県歯科医師会 常務理事	山中 史教
19	広島県看護協会 副会長	草野 富美子
20	広島県精神科病院協会 議長	長尾 正嗣
21	広島県商工会議所連合会 事務局長	佐々木 慎二
22	広島県商工会連合会 専務理事	長谷川 信男
23	広島県経営者協会 専務理事	木村 康宏
24	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	菊池 和子
25	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	少前 幸充
26	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫
27	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
28	広島弁護士会 弁護士	梅原 太郎
29	広島司法書士会 司法書士	石樵 美子
30	広島法務局 人権擁護部 第二課長	松原 康隆
31	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	善浪 悟
32	中国運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	高田 裕之
33	広島県 環境県民局 消費生活課長	岡田 和美
34	広島県 健康福祉局 疾病対策課長	関野 弘美
35	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	岡峯 美智子
36	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	倉田 庸子
37	広島県 教育委員会管理部 総務課長	永井 匠
38	広島県 教育委員会学びの变革推進部 特別支援教育課長	林 香
39	広島県 警察本部警務部 警務課長	秋本 慎二

計 39 名